

七尾市工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この要領は、七尾市が行う請負工事の成績評定（以下「評定」という。）に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資するため必要な事項を定めるものとする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、原則として1件の請負金額が130万円を超える請負工事について行うものとする。ただし、監理課長が必要ないと認めたもの及び維持工事については、評定を省略することができる。

(評定の内容)

第3条 評定は、次の事項について行うものとする。

工事成績：工事の施工状況、目的物の品質等を評価

(評定者及び評定比)

第4条 前条の評定を行う者（以下「評定者」という。）は、次表のとおりとする。

| 請負金額500万円以上 | | 請負金額500万円未満 | |
|-------------|---|-------------|-------------------|
| 区分 | 評定者 | 区分 | 評定者 |
| 第一次評定者 | 監督員 | 第一次評定者 | 監督員 |
| 第二次評定者 | 工事を所管する課長 (以下「所管課長」という。) 又は課長が指定した所属職員 | 第二次評定者 | 所管課長又は課長が指定した所属職員 |
| 第三次評定者 | 総務部監理課に属する職員 | — | — |

2 評定比は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 500万円以上の請負工事

| 区分 | 評定者 | 評定比 |
|--------|-------------------|------|
| 第一次評定者 | 監督員 | 0.4 |
| 第二次評定者 | 所管課長又は課長が指定した所属職員 | 0.2 |
| 第三次評定者 | 総務部監理課に属する職員 | ※0.4 |

※ 既済部分、中間検査のある場合の評定比は、既済部分、中間検査0.2、完成検査0.2とする。

※ 既済部分、中間検査が2回以上ある場合は、その平均値とする。

(2) 500万円未満の請負工事

| 区分 | 評定者 | 評定比 |
|--------|-------------------|-----|
| 第一次評定者 | 監督員 | 0.6 |
| 第二次評定者 | 所管課長又は課長が指定した所属職員 | 0.4 |

(評定の方法)

第5条 評定は、監督、検査等その他必要な事項について、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。

2 工事成績の採点は、請負金額が500万円未満については「工事成績評定書」別記様

式第1に、請負金額が500万円以上については「工事成績採点表」別記様式第1－1により行うものとする。

- 3 細目別評定点の算出は、請負金額が500万円未満については設けず、請負金額が500万円以上については別記様式第2－1によるものとする。
- 4 評定結果は、請負金額が500万円未満については設けず、請負金額が500万円以上については「工事成績評定表」別記様式第3に記録するものとする。
- 5 評定にあたっては、「記入方法及び留意事項」別紙－4を考慮するものとする。また、工事における「創意工夫」、「工事特性」、「社会性等」に関しては、受注者は当該工事における実施状況を提出できるものとし、提出があった場合はこれも考慮するものとする。

(評定の時期)

第6条 評定の時期は、第三次評定者（総務部監理課に属する職員）にあっては、既済部分、中間検査・完成検査実施時、第一次評定者（監督員）及び第二次評定者（所管課長又は課長が指定した所属職員）にあっては、工事の完成のときとする。

(評定結果の報告)

第7条 評定結果の報告は、工事の完成のときに行うものとし、評定者は、成績評定を行ったときは、遅滞なく監理課長に報告するものとする。

- 2 監理課長は、速やかに市長に報告するものとする。

(評定結果の通知)

第8条 所管課長は、評定結果の報告後、当該工事の受注者に評定点を速やかに「工事成績評定通知書」別記様式第4により通知するものとする。ただし、請負金額が500万円未満のものについては、「検査結果通知書」別記様式第5により通知するものとする。

- 2 施工中に法令遵守に係る事故等が発生した場合は通知を保留し、具体的な処分が決定した時点で必要な減点評価を行い通知するものとする。

(評定結果の修正)

第9条 所管課長は、前条の通知をした後、当該評定を修正する必要があると認められる場合は、修正しなければならない。

- 2 所管課長は、前項の修正を行ったときは、遅滞なく、その結果を当該工事の受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第10条 前2条のいずれかの通知を受けた者は、通知を受けた日から起算して14日（「休日」を含む。）以内に、書面により、通知をおこなった所管課長に対して評定の内容について説明を求めることができる。

- 2 所管課長は、前項により説明を求められたときは、速やかに別記様式第6により回答するものとする。
- 3 所管課長は、前項の回答をするときは、工事成績評定評価委員会に意見を求めることができる。
- 4 所管課長は、説明の申立者に回答をおこなったときは、申立者の提出した書面及び回答を行った書面を、閲覧による方法により公表するものとする。

(再説明請求等)

第11条 第10第2項の回答を受けた者は、説明に係る回答を受けた日から起算して1

4日（「休日」を含む。）以内に、書面により、所管課長に対して、再説明を求めることができる。

2 所管課長は、前項による再説明を求められたときは、遅滞なく監理課長に提出するものとする。

3 監理課長は、速やかに市長に報告するものとする。

4 監理課長は、工事成績評定評価委員会の審議を経て別記様式第7により回答するものとする。

5 監理課長は、再説明の申立者に回答を行ったときは、再説明の申立者の提出した書面及び回答を行った書面を公表するものとする。

附 則

（施行期日）

この告示は、公表の日から施行し、平成18年4月25日以後に執行する工事から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成23年4月1日以後に執行する工事から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成24年4月1日以後に執行する工事から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成28年4月1日以後に執行する工事から適用する。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、平成30年4月1日以後に執行する工事から適用する。

参考資料

工事成績評定結果の評価区分は、次表のとおりとする。

工事成績評定の評価区分表

| 区分 | 評定点の標準値 | 総合評価 |
|----|-----------|----------------------|
| A | 80点以上 | 他の模範となる優秀な工事 |
| B | 75点～80点未満 | 標準的な工事の中で優れた工事 |
| C | 65点～75点未満 | 標準的な工事 |
| D | 60点～65点未満 | 今後、改善すべき事項のある工事 |
| E | 60点未満 | 今後、指名等に影響を及ぼす恐れのある工事 |